

5	<p>一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（注2） （注2）「競争契約参加資格審査手続の簡素合理化について」（平成6年10月21日付け自治行第102号）別添「競争契約参加資格審査手続の簡素合理化に関する申合せ」中別添1建設工事に係る資格審査の申請書類の統一様式（以下「統一様式」という。）の様式1 ※申請印は実印とする。</p>	1部
6	<p>現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面</p>	1部
7	<p>現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し（注3） （注3）建設業法施行規則別記様式第1号別表 ※別表の内容を別紙に記載している場合は、当該別紙についても写しを提出すること。 なお、当該別紙は各営業所ごとに許可業種が明記されているものに限る。 ※許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届書に添付された別表の写しを提出すること。</p>	1部
8	<p>国税の納税証明書「その3」等 ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。</p>	1部
9	<p>熊本県納税証明書「その6」等 ※未納税額が無いことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。</p>	1部

（2）申請業種の変更の場合

	提出書類	提出部数
1	<p>競争入札参加資格審査変更申請書<建設工事・申請業種の変更>（別記様式2） ※本表で発注を希望する業種の審査を行う。</p>	2部
2	<p>審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※完成工事高を3年平均で選択している場合は、審査済みの経営事項審査申請書の工事種別別完成工事高（注1）の写しを併せて提出すること。 （注1）建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の6別紙1 ※受付期間中に当該通知書を提出できない場合は、審査済みの経営事項審査申請書及び工事種別別完成工事高、経営状況分析終了通知書の写しを提出し、平成15年2月7日までに当該通知書を提出すること。</p>	1部
3	<p>現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面</p>	1部
4	<p>現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し（注3） （注3）建設業法施行規則別記様式第1号別表 ※別表の内容を別紙に記載している場合は、当該別紙についても写しを提出すること。 なお、当該別紙は各営業所ごとに許可業種が明記されているものに限る。 ※許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届書に添付された別表の写しを提出すること。</p>	1部
5	<p>国税の納税証明書「その3」等 ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。</p>	1部
6	<p>熊本県納税証明書「その6」等 ※未納税額が無いことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。</p>	1部